

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

○都市計画事業の認可

○都市整備局都市基盤部街路計画課

○廃棄物処理施設の設置の許可申請

○環境局多摩環境事務所廃棄物対策課

公告

○東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催 (二件)

○環境局総務部環境政策課

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出

○産業労働局商工部地域産業振興課

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (二件)

○土地収用法による収用の裁決手続開始

○東京都収用委員会

告示

●東京都告示第六百五十七号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第五十九条第一

項の規定に基づき東京都都市計画道路事業を認可したので、

同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年四月十八日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小池 百合子
- 二 都市計画事業の種類及び名称 足立区 東京都都市計画道路事業区画街路足立区画街路第九号線
- 三 事業施行期間 令和四年四月十八日から令和十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 足立区西新井栄町一丁目及び西新井栄町二丁目各案内 使用の部分 なし

●東京都告示第六百五十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。) 第八条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項及び法第十五条第一項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項について、許可の申請があったので、法第八条第四項の規定及び法第十五条第四項の規定により、次のとおり告示する。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 東京都知事 小池 百合子
- 二 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 比留間運送株式会社
- 三 代表取締役 比留間 宏明
- 四 武蔵村山市中央二丁目十八番地の三
- 五 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置の場所

西多摩郡檜原村人里二千二百六十三番三、二千二百六十二番一の一部、二千二百六十二番二の一部及び二千二百六十三番一の一部

三 廃棄物処理施設の種類

(一) 一般廃棄物処理施設の種類の種類

焼却施設 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和四十六年政令第百三十号。以下「施行令」という。) 第五条の二に規定する焼却施設)

(二) 産業廃棄物処理施設の種類の種類

焼却施設 (施行令第七号第三号、第五号、第八号及び第十三号の二に規定する産業廃棄物の焼却施設)

四 廃棄物の種類

(一) 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

混合ごみ (特別管理一般廃棄物を除く。)

(二) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、動物のふん尿並びに動物の死体 (これらのうち特別管理産業廃棄物を除く。)

五 申請年月日

令和四年三月一日

六 申請書等の縦覧

(一) 期間

令和四年四月十九日から同年五月十八日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭

和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 檜原村産業環境課

西多摩郡檜原村四百六十七番地一

イ 東京都多摩環境事務所廃棄物対策課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

ウ 東京都環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舎十九階

エ 東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舎十九階

七 利害関係者からの意見書の提出

当該一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(一) 提出方法

持参又は郵送とする。持参によるものにあつては、令和四年六月一日の午後四時三十分までに提出されたものを、郵送によるものにあつては同日の消印のあるものを有効な意見書とする。

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地)

イ 対象施設の設置の許可に係る事項の申請者の氏名

ウ 生活環境の保全上の見地からの意見

(三) 記載に当たつての留意事項

日本語で記載すること。

(四) 提出期限

令和四年六月一日

(五) 提出先

東京都多摩環境事務所廃棄物対策課

郵便番号一九〇一〇〇二二 立川市錦町四丁目六番

三号 東京都立川合同庁舎三階

公 告

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十六条第一項の規定に基づき、(仮称)小山三丁目第一地区第一種市街地再開発事業に係る環境影響評価書案及び見解書の内容について都民の意見を聴くため、次のとおり都民の意見を聴く会を開催する。

令和四年四月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時

令和四年五月二十四日(火曜日) 午前十時開始

二 場所

荏原第一区民集会所 第一集會室

品川区小山三丁目十四番一号 シティタワー武蔵小山

商業施設棟二階

三 公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、次のことを記載した公述申出書を令和四年五月二日(月曜日)までに公述申出先へ持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

(一) 氏名(振り仮名を付すこと。)及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の氏名(振り仮名を付すこと。))、住所及び役職名)並びに連絡先(自宅又は勤務先等)の電話番号

(二) 対象事業の名称

(三) 公述しようとする意見の要旨(八百字以内)

(四) 公述申出先

(一) 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

(二) 電子メール

送付先、件名等は、東京都環境局ホームページに掲載する。

ホームページアドレス

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/index.html

五 公述人の選定

(一) 公述人の数は、二十五人程度とする。

(二) 公述しようとする者が多数あつた場合には、抽せんにより公述人を選定する。

(三) 公述人を選定したときは、申出人に通知する。

六 公述の範囲及び公述時間
(一) 公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容について、環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。

(二) 一人当たりの公述時間は十五分以内とする。

七 傍聴の方法
傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携帯して会場へ入場すること。

なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午前九時三十分から会場入口において先着順に交付する。

八 注意事項

公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催しない。

九 都民の意見を聴く会に関する問合せ先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当
電話番号〇三(五三八八)三四五三(直通)

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十六条第一項の規定に基づき、(仮称)小山三丁目第二地区第一種市街地再開発事業に係る環境影響評価書案及び見解書の内容について都民の意見を聴くため、次のとおり都民の意見を聴く会を開催する。

令和四年四月十八日

東京都知事 小池 百合子

一日時

令和四年五月二十五日(水曜日) 午前十時開始

二 場所

荏原第一区民集会所 第一集会室
品川区小山三丁目十四番一号 シティタワー武蔵小山
商業施設棟二階

三 公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、次のことを記載した公述申出書を令和四年五月二日(月曜日)までに公述申出先へ持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

(一) 氏名(振り仮名を付すこと。)及び住所(法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の氏名(振り仮名を付すこと。)、住所及び役職名)並びに連絡先(自宅又は勤務先等)の電話番号

(二) 対象事業の名称

(三) 公述しようとする意見の要旨(八百字以内)

四 公述申出先

(一) 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当

郵便番号一六三三八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

(二) 電子メール

送付先、件名等は、東京都環境局ホームページに掲載する。
ホームページアドレス

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/index.html

五 公述人の選定

(一) 公述人の数は、二十五人程度とする。

(二) 公述しようとする者が多数あった場合には、抽せんにより公述人を選定する。

(三) 公述人を選定したときは、申出人に通知する。

六 公述の範囲及び公述時間

(一) 公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容について、環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。

(二) 一人当たりの公述時間は十五分以内とする。

七 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携帯して会場へ入場すること。

なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午前九時三十分から会場入口において先着順に交付する。

八 注意事項

公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催しない。

九 都民の意見を聴く会に関する問合せ先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当
電話番号〇三(五三八八)三四五三(直通)

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店

舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年四月十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和四年四月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 (仮称) 東久留米本町三丁目計画
- 二 店舗所在地 東久留米市本町三丁目一番一ほか
- 三 設置者名 株式会社リアクト
- 四 設置者住所 東久留米市本町三丁目一番一号
- 五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社エコス
- 六 新設をする日 令和四年十一月十一日
- 七 店舗面積の合計 千五百九十三平方メートル
- 八 駐車場の位置及び収容台数 店舗北側 四十四台
- 九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗北側ほか 百二台
- 十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗東側ほか 百十四平方メートル
- 十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗東側 十一・〇四立方メートル
- 十二 小売業を行う者 午前九時

の開店時刻

十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十時四十五分

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時四十五分から午後十一時まで

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一箇所 店舗東側

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことがで
きる時間帯 午前六時から午後十時までほか

十七 届出日 令和四年三月十日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十九 縦覧期間 令和四年四月十八日から同年八月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう

とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年四月十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和四年四月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 メットライフ新宿スクエア
- 二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目一番二十号
- 三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社ほか一名
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番一号ほか
- 五 変更前の店舗名 メットライフ・JTB新宿スクエア
- 六 変更後の店舗名 メットライフ新宿スクエア
- 七 変更を行った設置者名 三井住友信託銀行株式会社
- 八 変更前の設置者の代表者名 橋本 勝
- 九 変更後の設置者の代表者名 大山 一也
- 十 変更前の小売業者の氏名又は名称 バーバリー・ジャパン株式会社ほか一名
- 十一 変更後の小売業者の氏名又は名称 バーバリー・ジャパン株式会社
- 十二 変更日 令和三年四月三十日ほか
- 十三 届出日 令和四年三月十七日
- 十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業

<p>四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番一号</p> <p>三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社</p> <p>二 店舗所在地 稲城市若葉台二丁目一番地一</p> <p>一 店舗名 フレスポ若葉台EAST</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>令和四年四月十八日</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年四月十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。</p>	<p>振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>令和四年四月十八日から同年八月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年四月十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。</p>	<p>五 変更前の開店時刻 午前八時</p> <p>六 変更後の開店時刻 午前八時</p> <p>七 変更前の閉店時刻 午後九時</p> <p>八 変更後の閉店時刻 午後十時</p> <p>九 変更前の来客が駐車場を利用する時間帯 午前九時三十分から午後九時三十分まで</p> <p>十 変更後の来客が駐車場を利用する時間帯 午前七時四十五分から午後十時三十分まで</p> <p>十一 変更日 令和四年四月十六日</p> <p>十二 届出日 令和四年三月十八日</p> <p>十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十四 縦覧期間 令和四年四月十八日から同年八月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>一 店舗名 日本橋丸善東急ビル</p> <p>二 店舗所在地 中央区日本橋二丁目三番十号</p> <p>三 設置者名 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番五号</p> <p>五 変更前の駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 五十一台</p> <p>六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 店舗内 十六台</p> <p>七 変更前の来客が駐車場を利用する時間帯 午前九時三十分から午後八時三十分まで</p> <p>八 変更後の来客が駐車場を利用する時間帯 午前九時三十分から午後八時三十分まで</p> <p>九 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 三箇所 店舗南側ほか</p> <p>十 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一箇所 店舗南側</p> <p>十一 変更日 令和四年十一月十二日</p> <p>十二 届出日 令和四年三月十一日</p> <p>十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十四 縦覧期間 令和四年四月十八日から同年八月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>一 店舗名 メットライフ新宿スクエア</p> <p>二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目一番二十号</p> <p>三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社ほか</p> <p>四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番一号ほか</p> <p>五 変更前の店舗面積の合計 三千五百八十八平方メートル</p> <p>六 変更後の店舗面積の合計 四千二百四十平方メートル</p>
---	---	---

七 変更前の駐車場の
位置及び収容台数 隔地 八台

八 変更後の駐車場の
位置及び収容台数 隔地 十五台

九 変更前の開店時刻 二十四時間ほか

十 変更後の開店時刻 二十四時間ほか

十一 変更前の閉店時刻 二十四時間ほか

十二 変更後の閉店時刻 二十四時間ほか

十三 変更日 令和四年十二月一日

十四 届出日 令和四年三月十八日

十五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十六 縦覧期間 令和四年四月十八日から同年八月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、
公告する。

令和4年4月18日

東京都収用委員会

会長 松 尾 弘

1 起業者の名称 東京都

2 事業の種類 東京都市計画都市高速鉄道事業西武鉄道

新宿線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、
地番、地目及び地積等

別記のとおり

4 土地所有者の氏名及び住所

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

6 裁決手続開始決定年月日 令和4年4月7日

別記

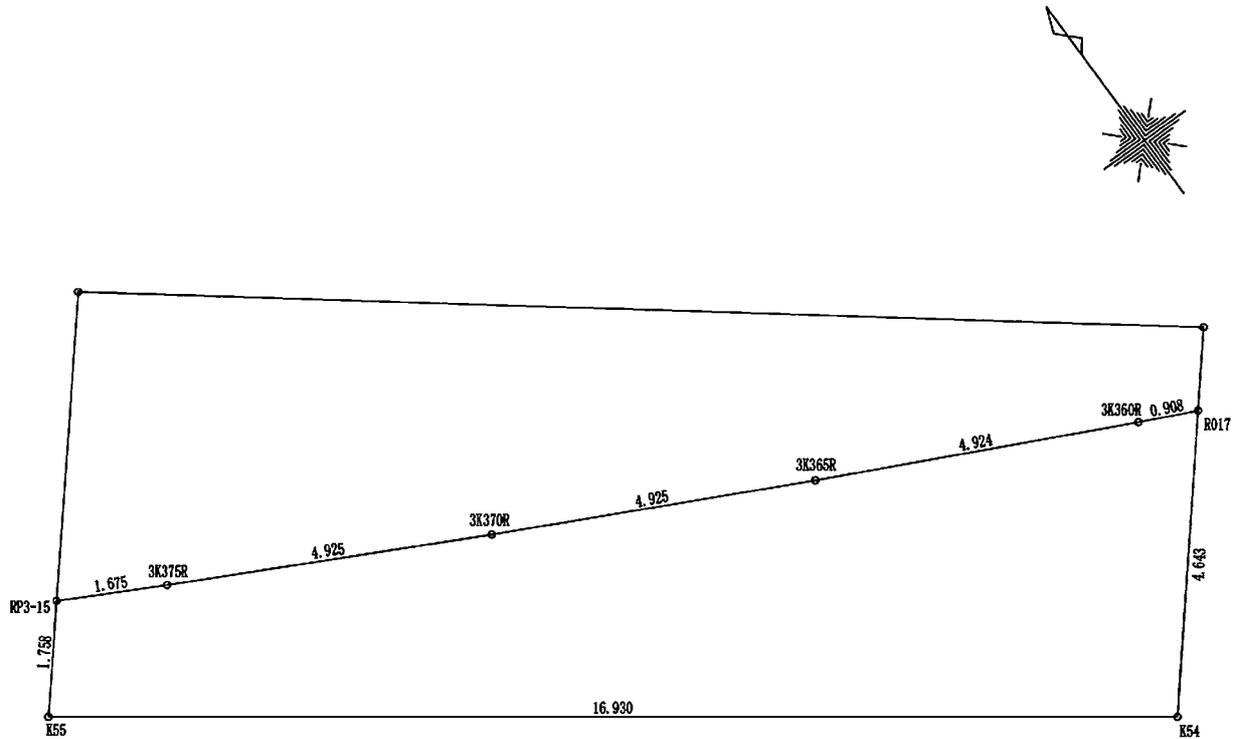
裁決手続の開始を決定した土地					土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考	
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	取用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所		権利の種類
東京都中野区松が丘一丁目	203番40	宅地	m ² 103.19	m ² 104.28	m ² 52.97	荒井幸雄	東京都中野区松が丘一丁目1番5号				別図のとおり

別 図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都中野区松が丘一丁目 203 番 40 のうち

52.97 平方メートル



単位：メートル

測 点	Xn	Yn	(Xn+1-Xn-1) Yn
RP3-15	-31458.622	-14644.656	-82232.837908
3K375R	-31459.407	-14643.176	-184320.665613
3K370R	-31461.661	-14638.797	-276422.153546
3K365R	-31463.861	-14634.390	-278077.603518
3K360R	-31466.009	-14629.959	-165290.945277
R017	-31466.395	-14629.137	67967.413200
K54	-31469.954	-14632.119	524069.143962
K55	-31459.966	-14645.790	394413.593742
		倍面積	105.945042
		面積	52.9725210
		地積	52.97 m ²

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

